

丹後はぐくみネットワーク通信



京都府丹後教育局 社会教育担当広報紙 令和元年度第2号（通算61号）令和元年11月6日

丹後管内では、地域の大人がつながることで、子どもが安心して育つことのできる環境をつくろうと様々な活動が行われています。子どもの成長を見守るには大人の不安を解消することも大切です。乳幼児の子育て世代を支える活動や誰もが暮らしやすい社会づくりの視点を学ぶ研修会など、管内で行われている「学びでつながる」、「活動でつながる」多様な活動から、いくつかを紹介いたします。



「対話」しながら「一緒に」考えよう

「障害者差別解消法」から学ぶ・・・



令和元年9月9日(月)、京都府宮津総合庁舎にて、障害者差別の解消に向けた研修会を行いました。管内の人権教育行政担当者や公民館関係者の方々等、計32名の方に御参加いただきました。ありがとうございました。

講師としてお迎えした、公益社団法人 世界人権問題研究センター 登録研究員の松波めぐみ様には、「誰も取り残さない社会へー障害者差別解消法を生かしてー」と題してお話をいただきました。「**障害のある人もない人も共に生きる社会**」をつくるために必要な「**見方・考え方**」について御示唆をいただき、参加者一堂、自分たちの日常を振り返るよい機会をいただきました。

<何が問題？>

以前は、障害者が社会参加できないのは、「見えない・聞こえない・歩けない」など、障害者自身に問題があるから、という考え方が社会の主流でした。そのため、障害のある人が社会参加するためには本人や家族が頑張るしかありませんでした。こうした考え方を「**医学モデル**」と呼びます。しかし本当にそうなのでしょうか？現在の考え方では、「**段差がある・情報保障がない・偏見**」など、**社会的障壁(バリア)こそが、障害者の社会参加を拒んでおり、**解決するには**社会のバリアをなくすことが必要**とされています。この考え方は「**社会モデル**」と呼ばれ、この考え方を基にして生まれたのが「**障害者差別解消法**」です。

「**障害者差別解消法**」では、共生社会実現のために次の**2つのこと**を求めています。

①合理的配慮の提供（国・行政は義務、事業者は努力義務）

障害のある人が社会のバリアのために困っていて、助けを求められたら**可能な範囲**で対応すること

- ・スロープを付ける。
- ・筆談をする。等



②不当な差別的取扱いの禁止（国、行政、事業者いずれも禁止）

障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したりすること

「**できない**」と決めつけて対応することも不当な差別です。

- ・本人を無視して、付添いの人だけに話しかける。
- ・保護者や介助者がいないと入店できない。等

※目の前にいる人と「**対話**」をして、必要な答え(対応)と一緒に見つけていくことが大切

※正当な理由があると判断した場合は、障害のある人との「**対話**」により、理解を得るよう努めることが大切

*丹後教育局では人権問題に関する学習資料として、昨年度「LGBT」の学習リーフレットを配付しています。今年度末には「障害のある人の人権」の学習リーフレットを配付予定にしています。当局HPでも公開していますので、是非御活用ください。

(QRコードはこちら →)



TANGO はぐくみフェスティバル ～地域で子どもをはぐくむこと～

9月28日(土)に丹後海と星の見える丘公園で「TANGOはぐくみフェスティバル」が開催されました。このフェスティバルは、平成30年度から丹後地域で活動するNPOや子育て支援団体、高等学校等の代表等で構成される実行委員会を中心として開催されています。

今年のテーマは「つなごう手と手 広げよう子育ての輪」でした。高校生も自分たちの思いを出し、大人と一緒に何度も協議を重ね、当日を迎えました。フェスティバル当日は参加者113名と出展者やボランティアがふれ合い、語り合うことで、つながりが生まれました。



たくさんの応援団の存在

丹後地域は子どもの成長を願って活動する多くの人たちがいます。また、それぞれの地域で社会教育や青少年育成に関わる様々な団体、家庭、学校、地域住民、企業、行政等が連携・共同し、地域に根ざした子どもを育む活動が展開されています。

学校・家庭・地域が一体となって取り組む「地域ぐるみで子どもを育む環境づくり」は、丹後の子どもの心豊かな成長へとつながっていきます。



コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

PART II

地域と学校の連携・協働の仕組み ～地域とともにある学校づくりを目指して～

京都府内では、10市町(組合)38小学校、12中学校 合計50校で設置 (令和元年度6月現在)

地域学校協働活動とは?

地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは?

社会総がかりで次代を担う子どもを育むために、学校と地域が「協働」することが求められています。学校教育を地域の方たちが、「支援する」だけでなく、子どもを育むために学校と地域がパートナーとして子どもの成長に関わるということです。学校と地域が「協働」するには、学校も地域も、両方が「元気である」ことが大切です。そのため、京都府では「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進に取り組んでいます。

☆一体的に推進することのメリットは?

「一体的に推進する」過程では、学校と地域が、子どもの健やかな成長のために何ができるのかについて、何度も「熟議」します。熟議を重ねることで、地域には学校だけでなく地域全体で子どもをはぐくむ機運が高まります。そんな地域に育つ子どもは、「自分たちも地域の一員だ」という自覚をもって成長していくことができます。

「一体的な推進」の要として、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の存在があります。推進員が学校運営協議会に参加することで、学校支援ボランティア等に関わる地域(人や活動)の良さを学校運営協議会に反映させることができます。

※地域学校協働活動推進員についてはNo.3で詳しくお伝えします。

「三方よし」の取組に・・・
子どもよし 学校よし 地域よし



子育て学習プログラム 幼児ふれあい学習プログラム



＜宮津市立宮津中学校 家庭科授業＞ 「子育て学習プログラム」は平成28年度に府立学校の教職員が活用することを目的として、「幼児ふれあい学習プログラム」は平成30年度に中学校技術・家庭(家庭分野)の内容を中心に、中学校の教職員が活用することを目的として作成された「学習プログラム」です。
＜プログラムに併せて活用できる「赤ちゃん人形」＞

＜胎児の人形＞



胎児の人形(3ヶ月～9ヶ月)と 赤ちゃん人形(4体)

*中学校や高等学校へ貸出をしています。
*中学校や高等学校からの予約がなければ、小学校でも使用できます。まずは丹後教育局社会教育担当までご相談ください。

府立加悦谷高等学校では、6月に、与謝野町の特定非営利法人「まるっと丹育」のスタッフや地域のお母様と赤ちゃんに来校してもらい、子育て学習プログラム(家庭科の授業)を実施されました。